

役員報酬の設定による所得税と法人税の税率差を活用する

- ▶ 課税所得 330 万円超で法人税等の税率の方が低くなる
- ▶ 所得税等と法人税等の税率差は最大で 22.155%
- ▶ 役員報酬の設定により所得税等と法人税等の配分が決まる

所得税等と法人税等の税率差を検証する

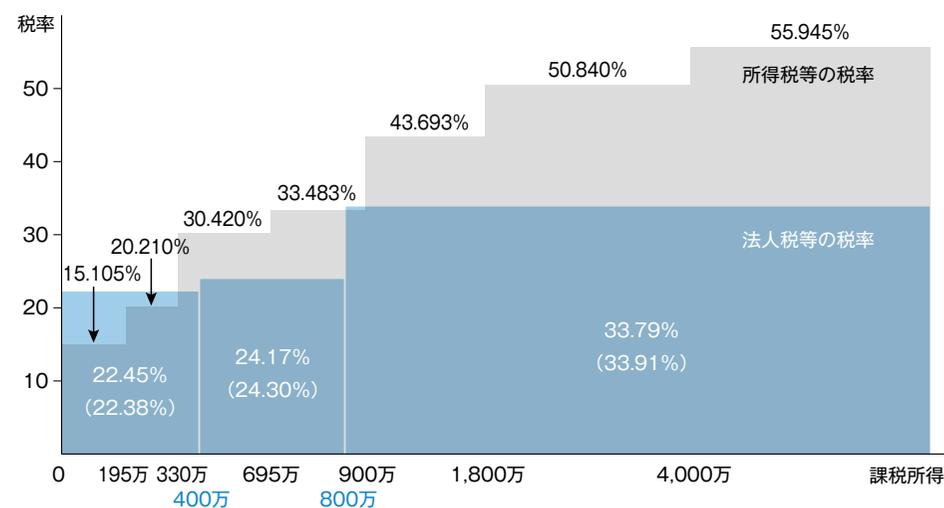
所得税・復興特別所得税・住民税（以下「所得税等」という）の税率は、最高で 55.945% となっています。

一方、法人税・地方法人税・法人住民税・法人事業税・地方法人特別税（以下「法人税等」という）は、最高で 33.79% となっています（東京都の医療法人で、資本金等 1 億円以下、平成 30 年 4 月から令和元年 9 月までに開始する事業年度の場合）。

所得税等と法人税等との税率構造のイメージ図を重ねて比較してみます。

なお、個人事業税が 5% かかること、法人所得が年間 2,500 万円超の場合の事業税率が上昇すること（超過税率）は、この比較表に織り込んでいません。

所得税等と法人税等との税率構造のイメージ



※ () 内は令和元年 10 月以後に開始する事業年度の税率

課税所得が 330 万円までについては、所得税等の方が税率が低いのですが、課税所得が 330 万円超となると、ほぼ法人税等の方が税率が低くなります。

課税所得が 4,000 万円を超えた部分については、所得税等と法人税等の税率差が最大となり、その差 22.155% と法人税等の方が大幅に低くなります。

税率差を活用するための役員報酬の設定

医業又は歯科医業を営む個人が医療法人を設立した場合には、その医業にかかる収入は、医療法人に入ってきます。医療法人は、その収入から必要な経費を支払い、残った金額から先生個人へ役員報酬を支払います。役員報酬を支払った後に残った医療法人の所得に対しては、法人税がかかります。

その一方で、役員報酬を受け取った先生個人に対しては所得税がかかります。

つまり、先生個人へ支給する役員報酬をいくらに設定するかによって、いくら医療法人に所得が残るかが決まります。ということは、役員報酬をいくらに設定するかによって、先生個人でいくら所得税等を払うのか、医療法人でいくら法人税等を払うのかかが決まります。

例えば、医業又は歯科医業を営む個人の課税所得が 5,000 万円の場合に、医療法人を設立して、医療法人に残る利益を 400 万円にするために役員報酬を年額 4,600 万円に設定したとします。

そうしますと、先生個人は、所得 5,000 万円のうち 400 万円の所得が減少しますので、所得税等は $400 \text{万円} \times 55.945\% = 2,237,800 \text{円}$ が減少します。

一方、医療法人に残る所得 400 万円に対しては、法人税等が $400 \text{万円} \times 22.45\% = 898,000 \text{円}$ かかります。つまり、その 400 万円の部分だけで、 $2,237,800 \text{円} - 898,000 \text{円} = 1,339,800 \text{円}$ の節税効果が得られる訳です。

このように、「医療法人を設立して、役員報酬をいくらに設定するか」によって、所得税等と法人税等とのバランスが決まり、節税効果が変わります。

当然、法人税等の税率が低いことを考えると、役員報酬を低く設定して、医療法人の所得を高くした方が節税効果が高くなります。

しかしながら、極端に役員報酬を低く設定しすぎて、先生個人の生活資金が足りなくなってしまうよう注意する必要があります。

役員退職金の節税効果と繰越欠損金を活用する

- ▶ 役員退職金には退職所得控除と1/2課税による節税効果がある
- ▶ 役員退職金を支給する財源は法人税等の支払い後の資金となる
- ▶ 役員退職金による欠損金は翌年以降10年間繰り越しできる

個人が受け取る役員退職金には所得税がかかる

医療法人において貯蓄した資金は、将来、個人が医療法人を勇退するタイミングで、役員退職金として支給することができます。

この場合、役員退職金を受け取った個人には所得税がかかります。

この役員退職金にかかる所得税は、退職所得として他の所得とは分離して所得税が計算されます（退職所得課税）。

具体的には、受け取った役員退職金の金額から退職所得控除を控除した残額の2分の1（以下「1/2課税」といいます）に対して所得税がかかります。

但し、役員としての勤続年数が5年以下である場合には、所得を2分の1とする計算の適用はありませんので、注意が必要です。

$$\text{(算式) 退職所得} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除}^{\ast}) \times 1/2$$

※退職所得控除

勤続年数20年まで：40万円×勤続年数

勤続年数21年から：800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

役員退職金は法人税等が課税された後の資金から支給される

役員退職金を受け取った場合の退職所得にかかる所得税の計算については、以下のメリットがあります。

- ①退職所得控除を控除することができる
- ②2分の1をかけることができる(1/2課税) ※勤続5年超

将来の役員退職金として受け取ることができれば、1年あたり40万円（勤続20年目まで）又は70万円（勤続21年目から）の退職所得控除が、給与所得控除とは

役員退職金にかかる所得税・住民税等と税負担率

退職金額	5年	10年	15年	20年	25年	30年
5,000万	2,196万 43.9%	884万 17.7%	833万 16.7%	782万 15.6%	693万 13.9%	608万 12.2%
1億円	4,993万 49.9%	2,196万 22.0%	2,140万 21.4%	2,084万 20.8%	1,986万 19.9%	1,888万 18.9%
1億5,000万	7,790万 51.9%	3,594万 24.0%	3,538万 23.6%	3,482万 23.2%	3,385万 22.6%	3,287万 21.9%
2億円	1億587万 52.9%	4,993万 25.0%	4,937万 24.7%	4,881万 24.4%	4,783万 23.9%	4,685万 23.4%

※所得税、復興特別所得税、住民税（均等割を除く）の合算で計算しています。

※勤続年数5年の場合は1/2課税の適用がないものとして計算しています。

※1万円未満は四捨五入しています。

※税負担率＝所得税等の金額／退職金額

別に適用することができ、さらに、退職所得控除後に1/2をかけますので、役員報酬に対する所得税等の半分以下の課税で済むことになります。

但し、役員退職金として支給できる財源は、医療法人内で貯蓄しますので、法人税等を支払った後の資金となってしまいます。

つまり、役員退職金として受け取る場合には、法人所得に対する法人税等と退職所得に対する所得税等の両方がかかることになるのです。

所得税等最高税率55.945%が適用される場合のイメージ



※役員報酬は損金算入されますので法人税等はありません。



※役員退職金財源は医療法人内に貯蓄されるため、法人税等がかかります。

※医療法人における法人税等は25%、役員退職金の税負担率は20%として計算しています。

この場合は、役員報酬で受け取る1,000万円を役員退職金として受け取ることで、手取りが159万円（600万円－441万円）増加します。

社会保険診療報酬の所得計算の特例を選択する

- ▶ 保険診療収入年 5,000 万円以下かつ総収入年 7,000 万円以下の場合に適用
- ▶ 保険診療分の実額経費よりも特例による概算経費が上回る場合に適用
- ▶ 実額経費による所得率（利益率）が高いほど特例の効果が高くなる

社会保険診療報酬収入が年 5,000 万円以下の概算経費特例

医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が、次の要件に該当する場合には、所得金額の計算上収入金額から控除する経費の金額を、実際にかかった経費（以下「実額経費」という）に代えて、特例により計算した経費（以下「概算経費」という）とする特例が選択できます。

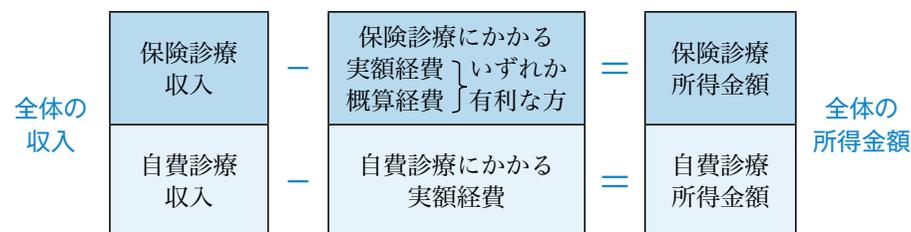
- ①社会保険診療報酬による収入金額が年間 5,000 万円以下であること
- ②医業又は歯科医業の総収入金額（上記①の社会保険診療収入とその他の自費診療収入等の合計額）が年間 7,000 万円以下であること

なお、この特例は、実額経費よりも概算経費の方が有利な場合だけ、選択して適用を受けることができます。

保険診療部分の実額経費と概算経費との比較

概算経費による所得計算は、まず総診療収入に占める自由診療収入の割合を算出します（診療実日数による割合によることもできます）。次に、その自由診療割合等を用いて、実額経費のうちの自由診療部分の経費を算出します。最後に、全体の実額経費から自由診療分の実額経費を控除して保険診療部分の実額経費を算出し、保険診療部分の概算経費と比較し、いずれが多い方を保険診療分の経費として選択します。

所得計算のイメージ



保険診療分の概算経費の計算方法

(算式) 以下のいずれか少ない金額

社会保険診療報酬の金額 × 速算表の率 + 速算表の加算額 = 概算経費の金額

速算表

社会保険診療報酬	概算経費額	
	率	加算額
2,500 万円以下	72%	— 円
2,500 万円超 3,000 万円以下	70%	500,000 円
3,000 万円超 4,000 万円以下	62%	2,900,000 円
4,000 万円超 5,000 万円以下	57%	4,900,000 円

概算経費の目安

社会保険診療報酬 (A)	概算経費額	所得金額 (B)	所得率 (A / B)
2,500 万円	1,800 万円	700 万円	28.0%
3,000 万円	2,150 万円	850 万円	28.3%
3,500 万円	2,460 万円	1,040 万円	29.7%
4,000 万円	2,770 万円	1,230 万円	30.7%
4,500 万円	3,055 万円	1,445 万円	32.1%
5,000 万円	3,340 万円	1,660 万円	33.2%

概算経費が有利かどうかは、実額経費による所得率（社会保険診療報酬に対する実額経費により計算した所得の割合）が、概算経費による所得率を上回るかどうかを目安にします。つまり、実額経費による所得よりも概算経費による所得が有利な場合のみ、概算経費を採用して計算して良いということです。

医療法人設立の際に個人事業としての最終年度で選択適用する

例えば、医業又は歯科医業を営む個人が医療法人を設立する場合において、個人事業としての最終年度が数か月しかないことにより、個人事業としての社会保険診療報酬による収入金額が年間 5,000 万円以下、かつ医業又は歯科医業の総収入金額が年間 7,000 万円以下となったときは、実額経費による所得と概算経費による所得を比較し、概算経費が有利な場合にはこれを選択適用できます。

医療法人から役員報酬を支給する

- ▶ 理事長役員報酬を低くし医療法人の所得を高くした方が節税効果は高い
- ▶ 理事等が複数で役員報酬を受け取れば所得の分散効果が期待できる
- ▶ 理事等の役員報酬のうち不相当に高額な部分は経費に算入できない

役員報酬をいくりに設定するかを慎重に検討する

医療法人は、その収入から必要な経費を支払い、残った金額から役員報酬を支払います。役員報酬を支払った後に残った医療法人の所得に対しては、法人税がかかります。一方、役員報酬を受け取った先生個人に対しては所得税がかかります。

つまり、役員報酬をいくりに設定するかによって、先生個人でいくら所得税等を払うのか、医療法人でいくら法人税等を払うのかが決まります。

所得税等と法人税等の税率を比較すると、法人税等の税率が低いことから、役員報酬を低く設定して、医療法人の所得を高くした方が毎年の節税効果は高くなります。しかし、極端に役員報酬を低く設定しすぎて、医療法人に残る医療事業にしか使えない資金が多くなりすぎ、生活資金が足りなくならないよう注意する必要があります。

役員報酬の見直しを1年に1回行う

医療法人が、その役員に対して支給する役員報酬は、原則として、定期同額給与（毎月同額の役員報酬）に該当する必要があります。

定期同額給与を変更するには、次に掲げる場合でなければなりません。

- ①その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までにされた定期給与の額の改定
- ②その年度において、その医療法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定
- ③その年度において、その医療法人の経営の状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由によりされた定期給与の額の改定

なお、経営状況が著しく悪化したこと等やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情には、医療法人の一時的な資金繰りの都合や、単に業績目標値に達しなかったこと等は含まれません。

つまり、②③のような特別の事情がない場合には、医療法人の決算が終了した定時社員総会において1年に1回、役員報酬の見直しを行うことになります。

医療法人から親族である理事に対して役員報酬を支給する

医療法人から理事長の親族である理事等に対して役員報酬を支給した場合には、これを受け取った個人に対して所得税等がかかります。

しかし、理事長一人で支給を受けるよりも、理事等の複数で受け取った場合の方が、各理事等において給与所得控除が控除でき、また所得税の超過累進税率も低い税率から始まることから、いわゆる所得の分散効果が期待でき、全体として支払う所得税等は少なくなります。

親族である理事等に対する役員報酬が適正額かどうか

医療法人が理事等に対して支給する役員報酬の額のうち不相当に高額な部分の金額は、その医療法人の各年度の所得の金額の計算上、経費に算入することができません。例えば、次のような場合には、役員報酬の金額がその職務に見合っているかどうか慎重に検討しなければなりません。

- ①全く出勤しない非常勤役員に対して役員報酬を支給する場合
- ②職場から著しく遠方の場所に住む高齢の親族に対して役員報酬を支給する場合
- ③大学医学部在学中の子供である理事に対して役員報酬を支給する場合

具体的に、不相当に高額な部分とは、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とされています。

実質基準	医療法人が各年度において支給した役員報酬の額が、 ①その役員の職務の内容 ②その医療法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況 ③その医療法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況 等に照らし、その役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える部分
形式基準	医療法人が各年度において支給した役員報酬の額が、定款の規定又は社員総会の決議による役員報酬支給限度額を超える部分

この場合の役員には、医療法人の理事長、理事、監事の他、法人の使用人（部長、師長等の職制上使用人としての地位のみを有する者）以外の者で法人の経営に従事している者も含まれます。例えば、相談役、顧問等、法人内における地位、その行う職務等からみて実質的に法人の経営に従事していると認められる者が含まれます。

医療法人契約で解約返戻率が高い定期保険等に参加する

- ▶ 解約返戻率が高い定期保険等は死亡保障と退職金貯蓄が可能となる
- ▶ 最高解約返戻率により保険料のうち経費算入できる割合が決まる
- ▶ 個人が受けた役員退職金は退職所得控除と1/2課税が適用できる

解約返戻率が高い定期保険等の加入目的は死亡保障と退職金貯蓄

医療法人を契約者として、以下のように定期保険等に参加します。

定期保険等とは、医療法人が契約者となり、その役員又は使用人（これらの者の親族を含む）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険）や第三分野保険をいいます（特約が付されているものを含む）。

第三分野保険とは、保険業法第3条第4項第2号に掲げる保険で、具体的には医療保険、がん保険、介護保険、障害保険等をいいます。

契約者（保険料負担者）	被保険者	保険金受取人
医療法人	理事長・理事等	医療法人

例えば、被保険者である理事長が死亡したときには、死亡保険金が医療法人に支払われます。その死亡保険金は、医療法人の承継や解散に必要な資金に充てたり、理事長の遺族に死亡退職金として支給し、遺族の生活のための資金に充てたりすることができます。

また、定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合（解約した際に解約返戻金が受け取れる場合）には、理事長が勇退するときに、その定期保険等を解約して医療法人が解約返戻金を受け取り、その解約返戻金を理事長退職金の財源に充てることができます。

定期保険等の目的

被保険者が死亡等した場合	死亡保険金等が支払われる
役員の勇退時等に解約した場合	解約返戻金が支払われる

定期保険等の保険料の税務上の取扱い

区分	期間	保険料のうち損金計上割合	保険料のうち資産計上割合	
①最高解約返戻率が50%以下のもの ②最高解約返戻率が70%以下で年換算保険料が20万以下のもの	全期間	100%	0%	
	保険期間開始日から保険期間の40%相当期間を経過する日まで（資産計上期間）	60%	40%	
保険期間が3年以上で最高解約返戻率が50%超70%以下	保険期間の40%相当期間経過後から75%相当期間を経過するまで	100%	0%	
	保険期間の75%相当期間経過後から保険期間終了日まで	100%	0%（資産計上した累積額を保険期間終了日までの経過に応じて均等に取崩して損金計上）	
保険期間が3年以上で最高解約返戻率が70%超85%以下	保険期間開始日から保険期間の40%相当期間を経過する日まで（資産計上期間）	40%	60%	
	保険期間の40%相当経過後から75%相当期間を経過するまで	100%	0%	
	保険期間の75%相当期間経過後から保険期間終了日まで	100%	0%（資産計上した累積額を保険期間終了日までの経過に応じて均等に取崩して損金計上）	
保険期間が3年以上で最高解約返戻率が85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間まで（資産計上期間）（注1）（注2）	10年を経過する日まで	10%	90%
		上記以外	30%	70%
	最高解約返戻率となるまでの期間（資産計上期間）経過後から保険期間終了日まで	100%	0%（解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間終了日までの経過に応じて均等に取崩して損金計上）	

（注1）最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、解約返戻金相当額からその直前期間における解約返戻相当額を控除した金額を年換算保険料で除した割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる最も遅い期間までが資産計上期間となります。

（注2）資産計上期間が5年未満となる場合には5年を経過する日まで、保険期間が10年未満の場合は保険期間の50%相当期間を経過する日までが資産計上期間となります。

（注3）保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合において、その役員又は特定の使用人等のみを被保険者としているときは、保険料の金額がその者に対する給与となります。

認定医療法人制度を活用して持分なし医療法人へ移行する

- ▶ 認定医療法人は持分なし医療法人へ移行するための制度である
- ▶ 認定医療法人には相続税法第66条のみなし贈与税非課税制度がある
- ▶ 認定医療法人には相続税・贈与税の納税猶予・税額控除の特例がある

持分なし医療法人への移行と贈与税の問題点

持分あり医療法人から持分なし医療法人へは、認定医療法人制度を活用しなくても移行することができます。定款変更を行い、都道府県知事の認可を受ければ移行は可能です。しかし、出資者が持分なし医療法人へ移行する際に放棄する出資持分（出資者が払戻し又は残余財産の分配を受けることができる金額）について、次の二つの課税上の問題が生じます。

一つ目の問題は、出資者が出資持分を放棄することで、医療法人はその出資者に対して払戻し又は残余財産の分配を行う必要がなくなりますので、その部分の金額が医療法人の経済的利益（課税対象）と認識されてしまうことです。

その経済的利益に対しては、相続税法第66条の規定により、その医療法人を個人とみなして贈与税が課税されます（但し、その放棄した出資者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果とならない要件を満たせば贈与税は課税されません）。

二つ目の問題は、持分なし医療法人への移行過程において、ある出資者（A）が出資持分を放棄した場合で、他の出資者（B）が出資持分を放棄しなかったときに、出資者（A）の出資持分のうち利益剰余金に相当する部分の金額が出資者（B）の経済的利益（課税対象）と認識されてしまうことです。

その経済的利益に対しては、出資者（A）から出資者（B）への贈与があったものとみなして、出資者（B）に贈与税が課税されます。

認定医療法人と相続税・贈与税の特例

持分あり医療法人が、持分なし医療法人へ移行する際に「認定医療法人制度」を活用した場合には、相続税法第66条の規定により医療法人を個人とみなして課税され

る贈与税が非課税となります（医療法人を個人とみなして課税される贈与税の非課税制度）。

また、出資持分を放棄するタイミングが異なる場合に生じる出資者間の経済的利益の移転に対する贈与税も課税されません（認定医療法人の贈与税の納税猶予及び税額控除の特例）。

さらに、認定医療法人制度を活用して持分なし医療法人へ移行している期間中に、その出資者が死亡したことにより、その相続人が認定医療法人（持分あり医療法人）の出資持分を相続等により取得したときであっても、その医療法人の出資持分に対しては相続税が課税されません（認定医療法人の相続税の納税猶予及び税額控除の特例）。

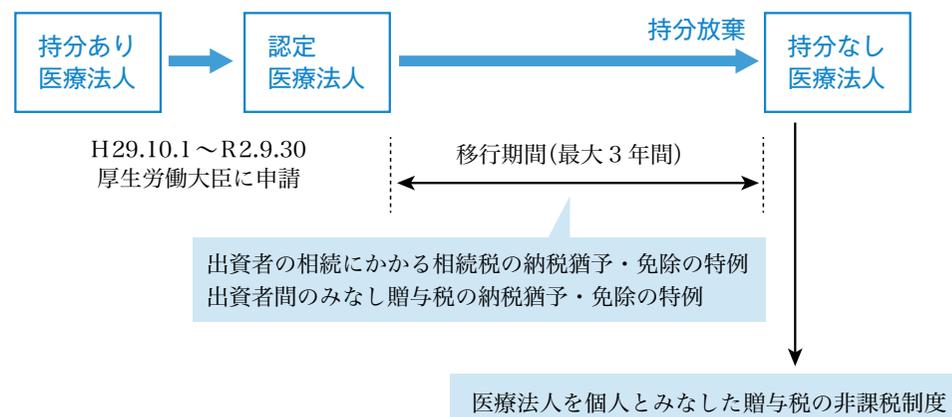
認定医療法人制度の概要

認定医療法人とは、持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する医療法人で、平成29年10月1日から令和2年9月30日までの3年間に、移行計画を作成して厚生労働大臣へ申請し、その認定を受けた法人をいいます。

移行計画の認定を受けた医療法人は、認定の日から3年以内に「持分なし医療法人」へ移行しなければなりません。もし、3年以内に移行しない場合は認定が取り消され、納税猶予されていた贈与税又は相続税があれば、遡及して課税されます。

なお、持分なし医療法人への移行完了後6年間は、毎年「持分なし認定医療法人」としての運営状況を厚生労働大臣へ報告しなければなりません。

認定医療法人と相続税・贈与税の特例



MS 法人の動産を借りてリース料を支払う

- ▶ 株主を親族にしておけば内部留保利益には相続税の課税が行われない
- ▶ MS 法人へ支払うリース料は時価（実勢価額）としなければならない
- ▶ 医療機器のリースの場合は都道府県への許可申請又は届出が必要となる

MS 法人が所有する動産（器具備品等）を賃借してリース料を支払う

MS 法人が所有する動産（器具備品等）を、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が借りて、リース料を支払うことができます。

MS 法人については、その株主を親族（子供や孫）にしておき、その親族のために MS 法人に内部留保利益を残していけば、その内部留保利益に対しては相続税の課税が行われません。

リース料は一般的な取引相場により慎重に設定する

MS 法人が所有する動産（器具備品等）を、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が借りる場合、そのリース料は時価（実勢価額）としなければなりません。具体的には、リース料は、同業の第三者取引相場によるリース料率により設定しますが、リース料率 1.7%～1.9%（リース期間 5 年の場合）が目安となります（金利等によって変動します）。

なお、MS 法人と医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人との間において、リース契約書を作成する必要があります。

（注）リース料率とは取得価額に対して月々に支払うリース料の金額の割合をいいます。

購入金額 100 万円の物件を一般的な取引内容でリースした場合

例えば、MS 法人が購入した購入金額 100 万円の動産を、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人に対して、一般的な取引と同様に、リース期間 5 年でリースし、その後再リースを 2 年間した後に再リース相当額で売却したものとした場合の支払総額は、以下の通りとなります。

購入金額 100 万円の動産をリースした場合の支払総額

月額リース料率	1.7%	1.8%	1.9%
月額リース料	17,000 円	18,000 円	19,000 円
年額リース料	204,000 円	216,000 円	228,000 円
リース料総額	1,020,000 円	1,080,000 円	1,140,000 円
年額再リース料①	20,400 円	21,600 円	22,800 円
年額再リース料②	20,400 円	21,600 円	22,800 円
買取価格	20,400 円	21,600 円	22,800 円
支払総額	1,081,200 円	1,144,800 円	1,208,400 円

（注 1）再リース料は年額リース料 ÷ 10 で計算しています。

（注 2）再リースを 2 年行った後に年額再リース料相当額で買い取ることとします。

（注 3）消費税は考慮していません。

医療機器をリースする場合には許可申請又は届出が必要

MS 法人が医療機器をリースする場合において、その医療機器が高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に該当するときは、あらかじめ都道府県に対して、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請が必要となります。

また、その医療機器が管理医療機器に該当するときは、管理医療機器販売業・貸与業の届出が必要です。

MS 法人と医療法人との取引を行う場合の都道府県への報告書

医療法人は、事業年度終了後 2 ヶ月以内に、都道府県に対して、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書を提出しなければなりません。関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他のその医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう）との取引の状況に関する報告書を提出する必要があります。

MS 法人と医療法人との取引がこれに該当する場合には、その取引内容について都道府県への報告書を提出しなければなりません。